

青森県育成を図る林業経営体選定要領

平成31年3月4日制定

(目的)

第1条 この要領は、「林業経営体の育成について」(平成30年2月6日付29林政経第316号林野庁長官通知)に定める林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体へと育成を図る経営体(以下「育成経営体」という。)について、同通知5 移行措置に基づく選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定)

第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するものうち、別紙1の基準を満たす林業経営体を、育成経営体として選定するものとする。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成6年法律第45号)第5条の認定を受けた事業主
- (2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第3条の林業経営改善計画の認定を受けている者及び同法第4条の合理化計画の認定を受けている者
- (3) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第5条の特定間伐等促進計画に掲げられた間伐主体又は造林主体
- (4) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第4条に基づく木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けた者

(選定の申請)

第3条 選定を受けようとする林業経営体は、育成を図る林業経営体選定申請書(第1号様式)に別添1を添えて知事に申請するものとする。

- 2 申請は、当該申請者の所在地の属する地区を所管する地域県民局を経由するものとする。

(選定の実施)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請があり、第2条各号のいずれかに該当し、かつ別紙1の基準を満たすと認めるときは、申請者に対し、第2号様式により育成経営体に選定したことを通知するものとする。

また、基準を満たさないと認められたときは、第3号様式により選定しない旨を申請者に通知するものとする。

(公表)

第5条 知事は、育成経営体について、その名称及び所在地を県ホームページに掲載するものとする。

(変更の届出)

第6条 第4条の規定により選定された育成経営体は、その名称又は所在地に変更があった場合は、速やかに第4号様式により知事に届け出るものとする。

(選定の取消)

第7条 知事は、育成経営体が、次のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すものとする。

- (1) 育成経営体の消滅、解散等が確認された場合
- (2) 申請の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (3) その他、業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質など、知事が必要と認める場合

2 知事は前項の選定の取消しをしたときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。

(選定の有効期限)

第8条 選定の有効期限は、平成32年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項は、別に定める。